⑷　事業内容　本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第６条に基づき選定された事業（以下「ＰＦＩ事業」という。）として、開札の結果、落札者とされた者が、特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社。以下「事業者」という。）を設立し、次の①から③の業務を行う。なお、本件施設とは本事業において整備する次の１）から４）の施設をいう。

１）東立坑：完了部分から深度380ｍまで、内径6.5m

２）換気立坑：完了部分から深度380ｍまで、内径4.5m

３）西立坑：地上から深度365ｍまで、内径6.5m

４）水平坑道：140m坑道（完了部分除く。）　250m坑道（完了部分除く。）　350m坑道

①　施設整備業務

ア　本件施設の整備業務

イ　日常管理計測（Ａ計測）業務

ウ　安全・環境対策業務

エ　工事用仮設備の調達・設置業務

オ　施設整備及びその関連業務に伴う各種申請等の作成及び手続（ただし、機構が行う許認可については業務範囲に含まない。）

カ　その他施設整備で必要となる業務

②　維持管理等業務

ア　地下施設及び地上設備の点検保守・修繕業務

イ　機械設備運転・監視業務

ウ　排水処理設備運転・監視業務

エ　清掃業務

オ　警備業務

カ　見学者等来訪者対応支援業務

キ　前施工業者からの業務の引継ぎ

ク　事業期間終了後の次期事業者への業務の引継ぎ

ケ　その他維持管理で必要となる業務

③　研究支援業務

ア　研究支援用計測システム整備業務

イ　ステップ管理計測（Ｂ計測）業務

ウ　水平坑道における研究支援業務

エ　その他研究支援で必要となる業務

⑸　事業期間　事業契約締結日から平成31年３月31日まで

２　競争参加資格

⑴　入札参加者の構成等

①　入札参加者は、１⑷①から③に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「入札参加企業」という。）、又は複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。詳細は入札説明書による。

②　入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、機構との対応窓口となること。

③　入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受注し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、第一次審査資料の提出時において協力会社として明記すること。

④　構成員の全部は、基本協定の締結後に設立する事業者に出資を行うこと。また、事業者の株主は、次のア及びイの要件を満たすこと。

ア　構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権を保有すること。

イ　事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

⑤　入札参加者は、構成員それぞれが、１⑷①から③に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。

⑥　参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

⑦　機構が発注した本事業に係る設計業務（全体設計含む）に従事した企業である、株式会社ニュージェック及び株式会社日建設計は、本事業に入札参加者又は協力会社として参加できないものとする。

⑧　入札参加者又は入札参加グループを構成する企業のいずれかが、他の入札参加者又は入札参加グループを構成する企業でないこと。

⑨　入札参加者又は入札参加グループを構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者又は入札参加グループを構成する企業でないこと。ただし、当該入札参加グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の入札参加グループの協力会社である場合を除く。

⑩　上記⑨において、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者をいう。

ア　資本関係　次のａ又はｂに該当する二者の場合。ただし、ａについて子会社（会社法第２条第３号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又はｂについて子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

ａ　親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係　次のａ又はｂに該当する二者の場合。ただし、ａについては会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　入札参加者及び協力会社の参加要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　機構における一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後に審査を受け一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

③　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（上記②の再認定を受けた者を除く。）。

④　第一次審査資料の提出期限の日から入札書の開札日までの期間に、機構の「工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を「北海道地区」において受けていないこと。

⑤　機構が本事業に関する検討を委託した三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社、及び当該企業の協力会社であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社、株式会社中央復建コンサルタンツ、弁護士法人御堂筋法律事務所及び２⑴⑦の者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

⑥　入札説明書に定めるＰＦＩ審査委員会の委員が属する法人又はその法人と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。